

【翻刻】

きりしたん宗門ハ累年御制禁たり
 自然不審成者有之ハ申出へし
 御ほうびとして
 はてれんの訴人 銀五百枚
 いるまんの訴人 銀三百枚
 立かへり者の訴人 同断
 同宿并宗門の訴人 銀百枚
 右の通り下さるべし、たとい同宿宗門の内
 たりといふとも、申し出る品により銀五百枚
 下さるべし、かくし置き他所よりあらはるゝに
 おみてハ、其所の名主并五人組迄一類共に
 罪科におこなはるべき者也
 正徳元年五月日 奉行

（裏面）

下総国葛飾郡
米嶋村

【読み下し文】

定め
 きりしたん宗門は累年御制禁たり、
 自然不審成る者これ有らば申し出るべし、
 御ほうびとして、
 ばてれんの訴人 銀五百枚、
 いるまんの訴人 銀三百枚、
 立ちかえり者の訴人 同断、
 同宿ならびに宗門の訴人 銀百枚、
 右の通り下さるべし、たとい同宿宗門の内
 たりといふとも、申し出る品により銀五百枚
 下さるべし、かくし置き他所よりあらはるるに
 おいては、其所の名主ならびに五人組迄一類共に
 罪科におこなはるべきものなり
 正徳元年五月日 奉行

（裏面）

下総国葛飾郡
米嶋村